

中津市予防接種事務デジタル化QA集				
No.	キーワード	質問内容	回答	回答作成日／更新日
1	接種勧奨	対象者へマイナポータルから通知するのは、公費の予防接種だけか。任意接種も通知するか。	A類、B類、市からの助成のある任意接種全ての対象者にお知らせする予定です。任意接種に関しては国からまだ詳細な情報が出ていない状況で、今後方針が変わる可能性があります。任意接種は必須ではありませんが、市としては対象者全員にお知らせする方向で考えています。助成のない任意接種はこれまでどおりお知らせする予定はありません。	R8.9.7
2	デジタル予診票	デジタル予診票は助成がある方のみか。	そのとおりです。デジタル予診票は全国統一の様式のため、これまで中津市が使用していたものと少し形が変わる可能性があります。A類・B類のデジタル予診票は、令和9年度までにできますが、任意接種のデジタル予診票は令和10年度以降にしかできないと聞いています。情報が入れば皆様に共有させていただきます。	R8.9.7
3	業務フロー	具体的な準備、費用のイメージが付かない。デジタル化でどれだけ楽になるのかもわからない。新たな投資が必要なら参加を見合わせたい。今までどおりの負担の少ないやり方残してほしい。具体的な情報が分かれば教えてほしい。	デジタルと紙の両方を残すと事務がかなり煩雑になるのではないかと考えています。デジタルに対応できない被接種者もいると思われるので、B類は紙の予診票での運用が残るのではないかと想定されています。国の方ではデジタル化を進めていくこととしているので、自治体はデジタル化を進めていかざるを得ない状況ですが、どんな負担に懸念があるのか等教えていただければ情報収集し、共有させていただきたいと考えていますので、知りたい情報等があれば教えていただきたいと思います。	R8.9.7
4	制度全般	8月25日に、日本医師会が県医師会に対して説明会を行った。一番最初に伝えておきたいのは、義務化ではないということ。心の重荷にしすぎないようにしてほしい。大事なことは、予防接種を行っている医療機関が、デジタル化によって撤退することがあってはならないこと。また、市民もデジタル化が億劫で接種を避けるということがあってはならない。中津市医師会としては、行政と連携を取って、医療機関の負担とならないよう情報提供するなどサポートしていきたい。まだ話は始まったばかりなので、慌てて機械を買って無駄な投資にならないようにしてほしい。コロナのときは市役所が全てデータを落としてくれ、あの当時ですら、デジタル化していた。デジタル化は世の流れだが、医師に負担がかからないよう、接種を止めるのではなく紙で続けてほしい。医師会としても情報収集し、勉強していきたい。	貴重な意見をありがとうございます。デジタル化のメリット、デメリットをわかりやすく今後お届けしたいと思います。紙の予診票で続けるというのも一つの判断です。接種を止めるということがないようお願いしたいと考えています。	R8.9.7
5	デジタル予診票	デジタル予診票の入力漏れがあった際の対応は。	被接種者がデジタル予診票を入力する際、必須項目に入力漏れがあると先に進めない仕組みになっています。誤りがあった場合の修正や、当日の体温の追記は医療機関側でできるようになっています。	R8.9.7

6	医師の署名	デジタル予診票では、接種した医師はどうやって確認できるのか。複数の医師がいる場合は。	システムに医師のアカウントを登録することで、表示されるようになっていきます。複数の医師を登録できるので、候補から選択いただく形になります。	R8.9.7
7	医師の署名	デジタル予診票については電子署名がないという解釈でよいのか。	国の説明では、医師署名についてはデジタル化に伴い医師個人のアカウント、パスワードにより管理されるため、医師署名は記名のみとし、電子署名を求めない方針としています。	R8.9.7
8	施設での接種	施設での予防接種の業務フローについて	施設自体が診療所機能（医療法上の病院・診療所）を有しているかや、現地での本人確認・端末環境によって整理されます。 1. 診療所機能を有している場合は他の医療機関と同じく、施設が集合契約に参加し、接種記録登録（請求）までを行うことができます。 2. 診療所機能を有していない等で訪問した医師が接種を行う場合は、接種に赴いた医療機関が接種記録登録（請求）する必要がありますが、マイナ資格確認を行うためのカードリーダーや資格確認アプリ（スマートフォンで資格確認できるアプリ）、医療機関アプリを利用しない場合は、デジタル予診票の確認ができませんので、施設利用者の方々に紙予診票のみで対応する旨をあらかじめ伝えておき、接種後は紙予診票を医療機関に持ち帰って接種記録登録を行う運用が考えられます。	R8.9.7
9	請求内容の確認	接種料の請求内容の確認について	予予請求システムから支払通知書等の帳票をPDF形式でダウンロード可能ですので、請求件数や金額はダウンロードした帳票にてご確認ください。	R8.9.7
10	請求内容の確認	本人負担額の確認について	医療機関では予約時、受付時、会計時に費用の確認が可能です。自治体がシステムに減免区分を適切に登録していれば、それに応じた費用が表示されます。 1. 予約時、受付時は、住所地自治体、接種ワクチンから委託料、助成額、自己負担額を検索・照会して確認します。 2. 会計時は接種記録の登録が完了しているため、登録結果をもとに、委託料、助成額、負担額を確認します。	R8.9.7
11	接種券・本人負担額	デジタル化すると65歳以上の生活保護受給者の方は接種券が不要となるのか	各自治体がシステムに減免区分を適切に登録していれば、接種券は不要となります。中津市においても、生活保護を受けている方の減免区分をシステムに登録する予定としております。 ただし、他市で生活保護を受けている市民で、事前に中津市に連絡がなかった場合には減免区分が登録できませんので、システムで表示される負担額が誤りとなってしまいます。また、マイナンバーカードを持参しない場合等で資格確認できない場合もシステムから減免区分の確認ができないと想定されます。 予予請求システムの機能として、医療機関側で減免対象であることが確認できた場合は、減免区分を修正して請求することができます。この場合は、自治体が接種記録を審査する際に修正された減免区分が正しいか確認します。 これらの機能を踏まえ、負担金の間違いを防ぐための運用方法については他自治体の状況も確認しながら引き続き検討してまいります。	R8.9.7

12	導入メリット	医療機関側の導入メリットがあるのかわからない	国によると、医療機関のメリットとして、電子的に過去の接種記録の確認や接種間隔等をシステムでチェック可能となり、間違い接種防止に繋がります。また、接種記録を電子的に登録することができ、市区町村に紙の予診票や請求書の送付が不要になります。さらに、デジタル化により、タイムリーにダッシュボードとして全国の自治体ごとの接種率等の状況が見える化されることで、接種のピークを予測できると共に、ワクチンの供給不足等を未然に防ぐことができるようになることが期待されます。 と説明されているところですが、メリットに対する負担感が大きいとの意見があることも承知しています。 メリット、デメリットについては先行自治体の状況を情報収集し、提供させていただければと思います。	R8.9.7